

第101回定例会

下北地域広域行政事務組合議会議録

平成26年9月25日

下北地域広域行政事務組合議会

下北地域広域行政事務組合議会第101回定例会会議録

議事日程

平成26年9月25日（木曜日）午前10時開会・開議

◎ 諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 広域行政報告
- 第4 議案一括上程、提案理由の説明
- 第5 一般質問
- 第6 議案審議（質疑、討論、採決）
 - (1) 議案第14号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例
 - (2) 議案第15号 工事請負契約について
 - (3) 議案第16号 平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算
- 第7 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	横	垣	成	年	2番	村	川	壽	司
3番	東	岡	健	而	4番	中	村	正	志
5番	富	岡	修	修	6番	佐	々	隆	徳
7番	齊	藤	孝	昭	8番	菊	池	光	弘
9番	白	井	二	郎	11番	千	代	誠	誠
13番	相	内	祥	一	15番	菊	池	年	年
16番	竹	内	修	修	17番	田	中	隆	男
18番	柴	崎	伸	也	19番	沖	津	岩	男
20番	中	村		勉	21番	半	田	正	博

欠席議員（3人）

10番	傳	法	清	孝	12番	二	本	柳	貞	一
14番	平	井	賢	一						

説明のため出席した者

管 理 者	宮	下	宗	一 郎	代 管理 表 者	樋	口	秀	視
副 管理 者	飯	田	浩	一	副 管理 者	中	谷	純	逸
副 管理 者	戸	田		衛	代 監査 委 貨	阿	部		昇
会計管理 者 出納室長	鹿	内		徹	事 務 局 長	川	西		彰
消 防 長	奥	川	清	次 郎	消 防 本 部 長	大	久	嘉	範
事 務 局 次 長	笠	井	哲	哉	總 務 課 長	伊	藤	泰	成
總 財 政 係 課 長	宮	下	圭	一	理 は ま ゆ り 园 長	工	藤	利	樹
廢 施 設 葵 物 長	杉	山	浩	一	監 査 務 委 局 長	竹	山	清	信
消 防 本 部 課 長	櫻	井	以	文	副 消 防 本 部 課 長	成	田	眞	二
副 消 防 本 部 課 長	住	吉	光	雄	消 防 通 課 部 令 長	田	中		誠
む 消 防 署 つ 長	若	山	典	夫	大 消 防 署 烟 長	山	本	義	隆
大 消 防 署 間 長	平	尾	和	大	大 消 防 署 湊 長	木	村	勝	則

東 消 防 署 通 長	坂 本 辰 治	む 消 川 分 つ 署 防 長	菊 池 尚
む 消 脇 野 沢 防 署 分 つ 署 防 長	川 崎 尚 昌	大 消 風 分 防 間 防 浦 署 烟 署 防 長	山 田 好 弘
大 消 佐 分 防 井 防 署 防 長	東 出 直 武		

事務局職員出席者

総 務 課 幹	鍋 谷 和 範	総 務 課 佐	藤 林 和 彦
総 務 政 財 主 任 係 査	野 坂 由 み		

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（半田義秋） それでは、ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第101回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（半田義秋） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ご覧願います。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（半田義秋） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、7番齊藤孝昭議員及び17番田中岩男議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（半田義秋） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1

日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 広域行政報告

○議長（半田義秋） 次は、日程第3 広域行政報告を行います。

管理者の説明を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） おはようございます。

はまゆり学園においてことし6月に発生した性的虐待問題を受け、事案の検証と再発防止策を検討するため、第三者によるはまゆり学園不祥事検証等委員会を去る9月12日に設置いたしましたので、ご報告申し上げます。同日、委員5名の皆様に委嘱状を交付し、これに引き続き第1回目の委員会を開催させていただいたところであります。委員会は11月まで計3回開催を予定しており、当組合ホームページにおいて会議録を随時公表していくこととしております。今後委員会から提言されます実効性のある再発防止策を踏まえ、新しいはまゆり学園を再スタートさせるという思いで健全な管理運営に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（半田義秋） これで広域行政報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） この委員会を立ち上げたということですが、この委員というのはどういう方にお願いをしているのかというのをお知らせいただければと思います。やっぱり選出基準、どういう基準でどういう方にという形で、また一般

公募を行ったのか、それとも組合のほうでお願いしますということで人選をピックアップして選んだのかどうか、その経過も含めてよろしくお願ひいたします。

○議長（半田義秋）　はまゆり学園長。

○理事はまゆり学園長（工藤利樹）　ただいまのご質問にお答えいたします。

はまゆり学園不祥事検証等委員会設置要綱というものをつくりしております、その中にその構成については委員は児童福祉等に識見を有する者たちから管理者が委嘱するというふうなことに規定してございます。これをもとにしまして5名の委員を委嘱しておりますが、青森県知的障害者福祉協会副会長、それから民生委員が社会福祉従事関係者でございます。次に、学識経験者としまして青森県立むつ養護学校の教頭、それから弁護士、そして前民生委員という構成になってございます。

以上でございます。

○議長（半田義秋）　1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年）　経過をちょっとお聞きしたいということで質問をしたのですが、結局今答弁にあった人たちとは組合のほうでピックアップしてお願いしたということでよろしかったでしょうか。やっぱり一般の市民なんかも公募で1人ぐらい入れてもいいのかなと思うのですが、そういうのは取り決めというか、さつき言った要綱にはないということで理解してよろしいでしょうか。できれば私はやっぱり一般の市民の方も、こういう事件を普通の感覚で発言できるような方も入れたほうがいいかなとは思うのですけれども、その答弁よろしくお願ひします。

○議長（半田義秋）　はまゆり学園長。

○理事はまゆり学園長（工藤利樹）　一般市民の方の人選はどうかというふうなこと、それから経緯というふうなことでございますが、経緯につきま

しては、はまゆり学園の不祥事が発生した6月にすぐに青森県のほうに報告いたしまして、青森県の調査を受けております。その際に学識経験者等のスタッフをもって委員会を設置するようにというアドバイスを受けておりまして、そのようにしてございます。

また、市民の方というふうなお話でございますが、基本的には児童福祉に識見を有する方、そして必要と管理者が認めればそういうふうな市民の方というふうなこともその構成のメンバーに入れようにはしてございます。

以上でございます。

○議長（半田義秋）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋）　質疑なしと認めます。

これで広域行政報告を終わります。

◎日程第4　議案一括上程、提案理由の説明

○議長（半田義秋）　次は、日程第4　議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第14号から議案第16号を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎）　ただいま上程されました3議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第14号　下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、一般廃棄物処理手数料について受益者負担の適正化を図るため、一般廃棄物の処理に要する費用及び他自治体の手数料を勘案し、処理施設に自らごみを搬入するときの手数料を改定するためのものであります。

次に、議案第15号 工事請負契約についてであります。本案は、下北文化会館舞台機構改修工事に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

次に、議案第16号 平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は61億9,877万1,731円で、これに対する歳出総額は61億7,820万3,849円となり、歳入歳出差引額は2,056万7,882円となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき非常備消防費及びはまゆり学園建替事業費に係る財源を差し引いた1,672万3,383円を財政調整基金に繰り入れしております。

以上をもちまして、上程されました3議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり御議決及びご認定賜りますようお願い申し上げる次第であります。

○議長（半田義秋） これで提案理由の説明を終わります。

議員の皆様には前もって議案書を配付しておりますので、議案熟考の時間はあえて設けません。ご了承ください。

◎日程第5 一般質問

○議長（半田義秋） 次は、日程第5 一般質問を行います。

東健而議員並びに横垣成年議員の両名から一般質問の通告を受けておりますので、これを許可します。

◎東 健而議員

○議長（半田義秋） 通告順に、東健而議員の登壇を求めます。3番東健而議員。

（3番 東 健而議員登壇）

○3番（東 健而） おはようございます。3番、むつ市議会の東健而であります。下北地域広域行政事務組合議会101回定例会に当たり、事前通告どおり一般質問を行います。理事者側には的確かつ明快なご答弁をお願いしておきます。

さて、ことしも涼しさが増し、ようやく秋の気配が感じられるところとなりました。毎年のことながら、朝晩の冷え込みで多くの家でストーブの使用が始まり、これからまた火災の発生率が高くなることが心配されます。火災は事前に防げればいいわけですが、しかしそういうわけにもいかないのが火災の発生であります。言うまでもないことは思いますが、予防と防火は消防行政の最大の任務であり、義務でありますので、消防職員全員が一丸となり、遺漏のない対応を冒頭からお願いしておきます。

それでは、質間に移ります。1項目、5点についてお伺いいたします。消防行政の役割と住民の義務についてでありますが、その1点目として、火災予防条例に規定された住宅用防災警報器の設置率及び条例基準適合率についてお伺いいたします。民間に住宅用防災警報器の導入が義務化されてから久しいわけでありますが、義務化を課せば行政側に義務を課した後の責任が生じます。そこで、今後の行政側の対応について伺います。

その前に、まず民間の住宅用防災警報器の設置率と条例基準適合率について伺います。平成19年、住宅用防災警報器の設置が民間に義務化されました。それを受け、公でも民間でも防災警報器の数が間に合わないくらい大量に設置されたことを記憶しています。最近のことですが、民間の家を歩いていると、これが必要でないところについていたり、必要なところについていないところも随

分見受けられ、びっくりし、これでよかつたのか疑問を感じている昨今であります。

まず、設置率についてですが、以前同僚の質問で公の場合は設置基準に沿った取りつけをし、100%の設置率だと伺ったことがありました。民間でもそれが望ましかったわけではありますが、ですがなぜか前段で述べたように民間では中途半端な設置となっているところが多々見られます。設置や管理は各個人に任せられていたため、基準を知らず、ただついていればいいと思っていた人も多かったようです。これが過去の行政側の試算した民間の設置率にどのように反映されたかはわかりませんが、設置基準以下の数しか取りつけられなかった民間の数はどのように算定されたのでしょうか。これらのことを見ながら、民間の設置率及び条例基準適合率は現在どのようにになっているのかお伺いいたします。

2点目であります。住宅用防災警報器の電池切れ確認と対策についてであります。民間に住宅用防災警報器が導入されてから8年が経過しています。最近民間を訪問したときのことですが、ぴーぴー音が鳴っている、どこかおかしいのではないかとの相談を受けたことがあります。すぐ電池切れだと思って、メーカーから電池を取り寄せ、取りかえましたが、やはり電池に寿命が来たためでした。このような事後処理が今後ますますふえていくと思いますが、民間の人たちの中には怖がってさわれない人や操作できないお年寄りたちが多くいます。消防に電話が来たらどのような対応をしていただけるのか伺います。

また、安価なものは電池切れがわからず、作動するかどうかもわからないものもあります。いざというときに作動せず、火災を早期に発見できず、せっかく取りつけたものの逃げおくれるという心配がありますが、一般の人たちは消火器と同じで、ついているからと安心しています。管理者は、こ

のような民間の電池切れ確認と対策についてどのように取り組むおつもりでしょうか。

提案ですが、(1)、市民に広報での定期的な点検指導、回覧板などをを利用して、現在機能が確実に保たれているかどうか、(2)、点検を促し、確認の呼びかけをしてはどうでしょうか。管理者は、この提案についてどのように考えるか伺います。

3点目であります。消防職員の個人の住居への査察、立入検査と指導についてであります。2点目と似通った質問になりますが、査察という大げさなものではありません。訪問と点検指導と捉えていただければわかりやすいと思います。前段でも申し上げましたが、特にお年寄りの家庭ではついているだけで安心し切っています。消防職員が時々一般家庭を訪問しているのを見かけますが、広報や回覧板ばかりではなく、このついでに消防職員による感知器の点検を促す声かけなどの対策ができるものでしょうか。命を守るのが消防行政の最大の任務のはずでありますので、このような行動であらわす一步踏み込んだ対策ができるのか伺います。

4点目です。消防職員の査察、立入検査のあり方についてであります。以前にこの問題を質問したことがありますが、年数が相当経過し、管理者がかわりましたので、再び質問をさせていただきます。査察は免状を持った消防職員が行っているのか、ただマニュアルに沿った査察をしていないか。免状を持った消防職員に査察をさせるべきだと思います。以前の質問で、行政の査察には免状は必要ないと答えた方が返っていました。どうも腑に落ちません。査察を行っている消防職員には免状を取らせ、携帯の義務を負わせるべきだと思いますが、管理者はどのように考えるか伺います。

5点目、消防職員の消防設備士の免許取得についてであります。消防設備士の免状も消防職員に

取得させるべきという提言を以前にしたことがありました。この免状の種類は第1類から第7類まであります。設備も日進月歩進化しています。いつも同じ機能のものばかりだとは限りません。消防設備は火災発生を知らせたり、消火栓やスプリンクラーと連動させたり、消火器や救助袋、緩降機などのように火災現場から人命を救助するものまであります。免状取得は、設備の操作方法について非常に勉強になり、参考になるものだし、設備の内容を知るために非常に役立ちます。消防用設備の査察と防火、火災の際の応用や参考のために消防職員の免状取得を奨励するべきと思いますが、管理者はどのように考えるかお伺いいたします。また、現在下で免状取得者は何人いるかお伺いいたします。

これで防災警報器に関する壇上からの質問を終わります。

○議長（半田義秋） 管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） 東議員ご質問の消防行政の役割と住民の義務についての1点目、火災予防条例に規定された住宅用防災警報器の設置率及び条例基準適合率についてお答えいたします。議員お尋ねの住宅用防災警報器につきましては、平成16年6月に消防法の一部改正が行われ、これを受け平成17年7月に当下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部改正が行われたことにより、翌年の平成18年6月1日から新築の一般住宅、平成20年5月31日までには既存の住宅にも住宅用防災警報器を設置することが義務化されております。住宅用防災警報器の本年の6月1日現在の下北管内の設置率は75%であります。条例基準適合率は50%となっております。住宅用防災警報器の管理については、消防法及び火災予防条例の規定により、住宅の所有者、管理者、占有者等の関係者となっておりすることから、所有者等の責任で行

っていただく必要がありますので、ご理解を賜りたいと存じます。なお、設置率の算定方法については消防長よりご説明いたします。

ご質問の2点目、住宅用防災警報器の電池切れ確認と対策についてと、3点目、消防職員の個人の住居への立入検査と指導についてであります。関連がありますので、あわせてお答えいたします。改正条例の施行後8年余りが経過していることから、今後ますますふぐあいが発生する住宅が多くなることが予想されております。このため、消防職員の一般住宅への立入検査と指導については、特に独居老人宅、高齢者世帯に重点を置き、春と秋の火災予防運動を中心に一般住宅への防火指導を行っております。その際には、住宅用防災警報器の点検及び維持管理等を記載したパンフレットの配布や口頭での説明を行うことで、機能保持についての啓蒙に努めているところであります。このほか、議員の提案にもありましたとおり、消防本部のホームページ及び各市町村等の広報紙への掲載、町内会等の団体を対象に防火講話、座談会を開催し、広報、それから指導に現時点でも努めているというところであります。

防災機器の故障、ふぐあいは、基本的に設置された方が購入先である販売店等へ相談していただくべきものと思われますが、住宅用防災警報器の交換時期は出荷時を起点に10年以内とされており、今後ますますふえてくることが予想されることから、広域消防としては住民からの相談に対しては適切に対応してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

参考までに申しますと、昨年来ブザーの音がとまらないなど、住民からの相談や問い合わせがあり、現地に消防職員を派遣するなどの対応をいたしております。故障等の原因は、全て電池切れによるものがありました。

ご質問の4点目、消防職員の査察のあり方につ

いて、それから5点目、消防職員の消防設備士の免状の取得についてであります、詳細については消防長よりご説明いたします。

○議長（半田義秋） 消防長。

（奥川清次郎消防長登壇）

○消防長（奥川清次郎） 東議員の火災予防条例に規定された住宅用防火警報器の設置率及び条例基準適合率についてのご質問につきまして、管理者答弁に補足説明をいたします。

住宅用防災機器設置状況の算定方法については、消防職員により実際に住宅を訪問し、聞き取りでの調査を実施しております。具体的には総務省消防庁の示しておりますマニュアルに基づき、管内の一定割合の世帯、合計で101世帯を抽出して実施しております。ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の4点目、消防職員の査察のあり方について、5点目、消防職員の消防設備士の免状取得についてでございますが、関連がありますので、あわせてご説明いたします。ご質問の趣旨は、査察を行う消防職員の消防設備士免許の取得及び免状の携帯の義務について、そして消防職員の消防設備士の免許取得者数についてのご質問であろうかと思います。

まず、査察を行う消防職員への消防設備士免許の取得と査察実施時の携帯の義務についてでございますが、消防設備士免許は議員ご承知のとおり消防法第17条の5に規定されている消防用設備の設置工事や点検整備を行うための資格でございます。消防法上、消防職員が査察を実施する際に必須の資格として規定されているものではございません。また、査察指導を行う消防職員は青森県消防学校において予防査察等に関する教育により資質の向上を図っておりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、消防職員の消防設備士の免許の取得状況

ですが、本年4月1日現在、31名が取得しております。また、平成17年から総務省消防庁では消防力の基準という法を改正し、消防職員を対象に査察専門員、消防設備等専門員、危険物専門員の3種類からなる消防技術資格者認定、この資格制度を立ち上げて、有資格を各署に配置するとされております。このことから、当消防本部においても積極的に受験するよう指導をしているところでございます。本年4月1日現在で50名の職員がこの資格を取得しております。

議員のご提案につきましては、査察などを行う職員は幅広い知識を持つべきだという意味では全く同じ思いではございますが、下北消防といたしましては法の趣旨や総務省消防庁の資格制度、これに沿った対応をすることで査察や立入指導等の事務の効率性を高めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（半田義秋） 3番東健而議員。

○3番（東 健而） 答弁ありがとうございました。

1点目については、設置率が75%、適合率が50%ということで、まだまだついていないところが散見されるようなご答弁でございましたけれども、なかなか設置させるというのは難しいと思いますけれども、もう少しこの設置基準に沿った設置率になるように、消防のほうではどうか工夫を凝らしていただきたいと思います。

それから、2点目でございますが、結構私が今聞いたところでは対策を講じているというふうに受けとめさせていただきました。特に高齢者世帯には防火指導とか、いろんな啓蒙に努めているという答弁でしたので、私がまだまだ知らない部分もございましたけれども、これもこのまますと続けていっていただきたい、そのように思います。

3点目の立入検査については、防火と予防対策、相当な効果があります。人命尊重にも重なります。善処のほどをお願いしておきたいと思います。

それから、4点目、5点目については、免状を持つていれば外観の点検、それから実際に防災警報器が作動するかしないか、それらの機能点検にスムーズに携わることができるわけであります。そして、職員の消防活動の資質の向上にもつながります。なるべく多くの職員に免状取得に挑戦するようご指導いただきたい。現在50名の免状取得者がいるということを伺いましたので、消防の職員というのは50名だけではなく、まだまだいるわけでございます。ですので、なるだけ挑戦していただきたいと思います。

さて、そこで今のご答弁をお伺いいたしまして、行政側の立場、考え方はある程度理解いたしました。1点だけ再質問させていただきます。まず隗より始めよであります。これから煩わしさを感じるかもしれません、電池はいつ切れるかわかりません。作動試験は毎年やらなければならなくなります。新しいのに取りかえればいいのですが、電池だけでは二、三百円くらいで済みます。自主点検が基本ですが、行政職員が自分の家庭の点検をし、さらに公の場の点検をするべきだと思います。管理者の家にもついていると思いますが、率先垂範です。まず管理者や副管理者が自分の家の感知器を点検し、さらに職員に指示するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） 東議員再質問の防災警報器の点検に関する理事者側の対応についてお答えいたします。ご指摘のとおり、まず自らの点検をしていくことは非常に重要なことだと思っておりますので、私自身も自分の家、しっかりと点検をさせていただきます。先ほどもご説明申し上げましたけれども、この防災警報器、自主管理が原則でありますので、私どもまず地域の皆様にはその点検を促すようなチラシの配布、広報等を実施し、注意喚起に努めるということがまず第1点、それ

から職員に対しましても会議等の機会を捉えて点検を促してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 3番東健而議員。

○3番（東 健而） ありがとうございました。質問でも申しましたけれども、お年寄りというのは火災警報器とか防災警報器なんというのは何だかわからないわけです。わからない人が多いわけです。それで、それをどうすれば鳴るのか、点検できるのか、そこら辺まで全然わからないわけです。私が行って話しても、おっかなしからさわったことはないというのが大半のお年寄りたちのご意見でした。ですので、そこら辺を踏まえて、もう少し丁寧に消防の職員の人たちはお年寄りに説明するようなことも必要ではないかと思います。そこら辺のところをもう少しやわらかくお年寄りに接していただければと思います。

それでは、下北地域もほかの例外ではなく、少子高齢化の影響でお年寄りの家庭が多くなり、火災の発生の危険性が多くなっています。こしの3月5日のことですが、私は地元の火災現場に立ち会いました。火元になった方の家に私が警報器を取りつけした記憶がありますので、防災警報器はついていましたが、私が火事を発見したときは家中は赤い炎と白く濁ったような煙でいっぱいがありました。駆けつけてすぐフラッシュオーバーが起こりました。真っ赤な炎が爆発したように出てきて、顔が物すごく熱かったのを覚えています。そのため、警報器の警報音は確認できませんでした。私はそのとき初期消火ができると考え、消火器を持って勇んで現場に行ったのですが、それは大きな火災には全く通用せず、挫折感を身をもって体験することになりました。また、1人の力の限界を感じました。その後、消防車が来て消防団が駆けつけ、鎮火になりましたが、消防活動

を近くで見ていて改めて火災の怖さを痛感いたしました。防火と予防は消防行政の責務で、重大であります。住民は地域の消防を頼りにしています。火災は待ったなしです。ふだんから消防関係者は防災警報器ばかりではなく、あらゆる消防業務の行き届いた対応をお願いしておきます。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（半田義秋） ここで東健而議員の質問を終わります。

◎横垣成年議員

○議長（半田義秋） 次は、横垣成年議員の一般質問を行います。

横垣成年議員の登壇を求めます。1番横垣成年議員。

（1番 横垣成年議員登壇）

○1番（横垣成年） 下北広域行政事務組合議会第101回定例会に当たり、一般質問を行います。

質問の第1点目、消防職員についてであります。むつ市議会では、消防団員の出動手当1,700円の引き上げを提案した際、消防団員と同じく出動するむつ市職員や消防職員の日当手当はどのようになっているかの質問に対し、むつ市内に出動する際には日当は一切支給していませんという答弁がありました。そこで、消防職員の処遇はどのようになっているかについて、改めて質問をいたしたいと思います。

消防職員の通常勤務以外の緊急出動について、日当手当はどういう対応となっているのでしょうか。時間外手当の支給などがなされているのか、または一切支給されていないのかお聞きをいたします。

また、例えばさきの広島土砂崩れ災害のように、3,000人余りの消防職員を含めた救助隊が24時間

体制で数週間探索作業がなされた場合、消防職員はどのような処遇となるのかお聞きをいたします。

質問の2点目、ごみ処理についてであります。まず、アックス・グリーンのサービス向上についてであります。市民から営業日を改善してほしい、会社が日曜しか休めないので、アックス・グリーンに持ち込みたいごみがあっても持ち込むことができない、土曜、日曜にも営業してほしいという声がありました。現在の営業日はどのようになっております、改善はできないものかどうかをお聞きをいたします。

次に、新焼却炉についてであります。前の3月議会からの進捗状況をお聞きいたします。新焼却炉営業まであと8年しかありません。実施主体、生ごみの分別の有無など、今決めなければ間に合わない時期になっております。決めるべきことは決め、判断すべきことは早期に判断をし、新焼却炉事業を前に進めるべきだと思いますが、お聞きをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（半田義秋） 管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、消防については消防長から答弁をいたします。

私からは、次のごみ処理についてのご質問にお答えいたします。まず、アックス・グリーンのサービス向上についてであります。具体的には営業日を改善してほしい、会社が日曜しか休めないので、アックス・グリーンに持ち込みたいごみがあっても持ち込むことができない、日曜日も営業してほしいという市民の声があると、現在の営業日はどのようになっております、改善はできないのかとのお尋ねであります。

営業日、すなわち自己搬入の受入日であります
が、現在月曜日から土曜日までとなっております。
年末年始の12月31日から1月3日までは受け入れ
を行っておりません。現在の営業日の改善はでき
ないのかとのお尋ねであります。結論から申し
上げますと困難と言わざるを得ません。日曜営業
の必要性については、費用対効果を考えた場合、
当組合において実現可能性は低いものと認識して
おります。現在週6日の営業で、人件費及び電気
料等の経費として1日当たり約240万円を要して
おり、日曜日が年52日と仮定しますと、年間で約
1億2,500万円の経費増が見込まれます。県内市
部では、弘前市と平川市が加入する弘前地区環境
整備事務組合の弘前地区環境整備センターが日曜
日営業をしております。当該組合は、弘前市を初
め2市3町1村で一部事務組合を結成し、ごみ焼
却施設の設置及び管理を共同処理しております
が、当該圏域の人口が本年3月末現在約24万人と
非常に多いため、日曜営業を行っているとのこと
であります。ちなみに、ごみ共同処理に係る当組
合の圏域人口は約8万人ということです。

次に、新焼却炉についてのお尋ねであります。
まず、前議会からの進捗状況を聞くについてであ
りますが、今年度運営方針でも申し上げましたと
おり、基本構想策定業務に着手したところであり
ます。当該成果品の納入期限は来年3月となっ
ております。また、当該基本構想策定と並行して新
焼却炉の事業実施主体、すなわち共同処理でいく
のか、市町村単独処理でいくのか等についても鋭
意検討しているところであります。さらに、事務
方による勉強会を立ち上げ、種々検討を行ってお
りますが、現時点では新焼却炉については白紙状
態にあることから、あらゆる角度から情報収集に
努めているところでありますので、ご理解いただき
たいと存じます。

次に、新焼却炉営業まであと8年となり、実施

主体、生ごみの分別の有無、今決めなければ間に
合わない時期になっているとのお尋ねであります
が、早期判断の必要性につきましては議員と同様
の認識をしているところであります。しかしながら、
先ほど申し上げたとおり、基本構想を初め、
具体的ごみ処理方法等の検討を並行し、事業実施
主体を決める必要があります。ごみ処理施設の整
備から運転終了までには数十年の歳月と膨大な資
金を要することから、各自治体とも最終判断まで
には相当の時間を要することにつきましては議員
もご理解をいただけるものと存じます。この点に
関しましては、本年3月議会定例会における議員
の一般質問に対する答弁において、新焼却炉整備
に対する各自治体の考え方は必ずしも一様ではない
ことから、枠組み最終判断までには長期を要し、
枠組みが決まった後に建設場所、施設規模、処理
方法など具体的検討に取りかかることから、最終
計画案完成までには数年を要するものと思われる
とお答えしているところでありますので、改めて
ご理解賜りたいと存じます。

○議長（半田義秋） 消防長。

（奥川清次郎消防長登壇）

○消防長（奥川清次郎） 横垣議員ご質問の消防に
ついての消防職員について、この2つについてお
答えいたします。

議員お尋ねの1点目、通常勤務以外の緊急出動
対応と手当の支給についてでございますが、消防
職員は火災を初めとするあらゆる災害に対処する
ため、日勤者を除き、隔日勤務体制で24時間体制
の交代勤務をしてございます。通常の災害であれば、
その日に勤務しております当番職員だけで災害
に対処しておりますが、災害が大規模または長
時間にわたる場合においては、その日に勤務して
いない非番職員、週休職員を招集し、対処してご
ざいます。招集する職員については、事前に各消
防署、消防分署において取り決め、招集を行って

おります。非番職員等が災害に出動した際には、従事した時間に対しまして超過勤務手当を支給してございます。

続きまして、ご質問の2点目、大規模災害時の出動対応についてお答えいたします。大地震、土砂崩れ等、大規模災害が発生並びに発生するおそれがある場合には、火災、救急等の通常災害とは異なり、勤務している職員だけでは対処できませんので、非番職員を含め直轄する署所に勤務する全職員が災害対応に当たります。災害が長期化する場合においては、管轄区域外の署所から職員を出動させるなど、下北消防全体で対処することになりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） まず、消防職員の待遇についてちょっと再質問させていただきます。大体時間外手当、超勤手当を支給して対応するというふうな答弁で、私もほっと安心をしたのでありますが、そこで大体時間外手当というのはどのくらいになるかというのを私なりに計算してあるのですが、それでいいかどうかというのをちょっと確認させていただきたいと思います。予算書を見ても、基本給の平均というのが31万なのでありますが、それを大体30万というふうにわかりやすく、それを基準にして計算すると、一月当たり、休日だとか有給休暇とかというのを差し引くと21日、それを割るのだそうです。それをさらに1日8時間労働ですので、8時間で割ると1,800円、これに25%アップ、1.25を掛けると1時間当たり2,200円の支給になるというふうな形で大体よろしいかどうかというのを確認させていただきたいと思います。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（奥川清次郎） 手当の支給ということでございますが、これは全く通常の災害出動と同様の手当、組合の給与条例に基づいた支給となりま

す。その額は2,227円、1時間当たりが平均値となってございます。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 大体私の計算と同じぐらいの額が1時間当たり支給されるということで、出動しろということでやると1日8時間ぐらい出動して、数週間にわたってそういう形で出動すると、8時間出動すると1万7,600円という額が支給される。片や消防団員の方は、1回出動当たり1,700円ということで、10分の1という現状をぜひ管理者には認識してほしいなということで、次の質問に移りたいと思います。

アクセス・グリーンのサービス向上についてであります。答弁によりますと1億2,500万円も費用がアップしてしまうということで、これはとてもじゃないが、私のほうでは実施しろというふうなことは言えないような、ちょっとサービス過剰という形になるかなというふうに思いますので、そこまでしてやる必要があるかなというふうに、改めてこの1億2,500万円を聞いて思いましたのですから、あえて強くは要望を出しませんけれども、逆にどうなのですか、日曜日、年間52日営業すると1億2,500万円アップする、今アクセス・グリーンの経費がかなり膨らんでおりますものですから、その経費をもし削除、圧縮するという観点に立てば、逆に今度、ちょっと私からこういうのを言うのはあれですけれども、営業日を短縮して、そこで今までのサービスをできるような形でやれば、経費を圧縮しながら、またサービスも従来どおりのサービスは維持できるというふうな発想もできるのではないかなども、逆に今答弁聞いて思ったのですが、そこら辺の考え方、どう考えますでしょうか。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 横垣議員のご質問は、営

業日を減らして少しでもコスト削減に向かわせたらどうかというご意見かと思いますけれども、実は議案第14号のほうでごみ料金の改定のほうの条例案をご提案しておりますけれども、この条例の改正、改定に当たりまして審議会のほうに諮問いたしまして、審議会の委員のご意見の中にはごみの収集回収が週2回の中で、そういうごみの減量化に向けてはごみの搬入をセーブするという、そういう考え方もあってもいいのではないかというご意見も実はあったりもしたものですから、一応我々としては十分検討に値するのかなというふうな認識は持ってございます。

以上です。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 私はあくまでもサービスを削除するという意味でなくて、今のサービスを維持しながら、そういう形での経費削減というのもぜひ努力してほしいなという観点で言っておりますので、そういう形を含めた検討をよろしくお願いしたいなというふうに思います。

さて、最後のほうの新焼却炉についてであります、来年3月に最終的にというか、とりあえず策定した結果を提案できるということでおろしいでしょうか。これちょっと再度確認させていただきます。3月でそれなりの第1次案といいますか、そういうのを議会に提示してもらえるということでおろしいのでしょうか。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） お答えいたします。

当該業務の業務委託の期限は、先ほど管理者答弁申し上げましたとおり来年3月いっぱいということになっておりますので、当然その成果については皆様にご提示できるものというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 本当にきちっと約束を守って、3月議会に、この組合議会に提出してもらいたいなというふうに思います。

そこで、それまでには何も全く白紙状態だとか、情報収集中だとかということで、中身をなかなか明らかにできないというのはわかるのであります、ぜひその中でも進展しているところを少しでも我々に情報を提供してほしいなど。例えば3月議会でも私言いましたが、大体炉の型というのはストーカー炉という形で決めてもいいのではないかなど私は思っているのですが、そのところ自身も全く白紙なものかどうか。これ2012年の環境省のホームページで公表しているのですが、大体もう環境省、国のはうでもストーカー炉は総数の70%を占めているということで、しかも今その改良が大きく進んでいる、ストーカー炉の最新技術には高効率発電を目指した低空気比燃焼技術などがあり、日本国内では既に建設されていると。このストーカー炉は高度な公害防止能力と高効率発電能力をあわせ持った施設ということで、国のはうでもストーカー炉という方向で誘導しているようなホームページの紹介があるのですが、大体もうそういう方向でぜひとも検討を進めるべきではないかなと。だから、本当に今の技術改良はすごいですよね。そのところはどういう形で議論されているかというのもちょっと教えていただければと思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） お答えいたします。

横垣議員のご意見としてはストーカー炉でいくべきではないかということだと思いますけれども、先ほどの答弁にもありましたとおり、現段階では全く白紙ということで、あらゆる選択肢を排除しないというふうに考えてございます。ちなみに、ストーカー炉の整備、運営ということになりますと、焼却灰の処理ということで最終処分場の

整備、運営ともリンクいたしますので、当然その辺も十分勘案しながら最終的な炉の方式については判断していくべきだというふうなことで、現段階においてはまだ中間報告すらも出ていない段階ですので、その辺についてはまだお答え申し上げる段階にはないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 今事務局長のほうで最終処分がストーカー炉の場合は必要だというふうなことでおっしゃいましたが、今我々がこれから行くふじみ衛生組合のほうのストーカー炉では、ほとんど灰とかというのをエココンクリート化でしたか、そういうのにしているというふうな何か資料がありましたものですから、改めてそっちのほうに行って、今度最終処分が必要なのかということを聞いてきますけれども、今そういう時代にもなって、コンクリートにまぜてしまって、それを使うと、リサイクルするというふうな流れもあるようですので、局長、そこをもう少し、必ずしも最終処分場に持っていく必要がないような状況もあるのではないか、そこもぜひ研究してほしいなというふうに思います。

それと、生ごみを分ける分けない、管理者、これ本当に大きい問題だと思うのです。これは前の市長にもかなりしつこくやったのですが、この決定が今しないと私は間に合わないというふうに思っております。いろんな自治体ホームページで見ると、やはりモデル地区というのを設けて、一気にむつ市内でも全部に広めるというのはまず最初から無理ですから、例えば新町だとか柳町だとか、そういうモデル地区を設けて、そこで実証して、そしてそれがうまくいくのかいかないのかというのを、当然1年2年かかるのです、そういうのは。ほかのホームページ見ていてもそのぐらい、3年ぐらいかけています。だから、今の焼却

炉を建設する場合も、土地を選定してから5年かかっているのです。だから、その前にもし生ごみを分ける分けないという、私は分けてほしいのですけれども、循環型社会ですから。それをやるとなると、もう8年ですから、建設開始まで3年しかない。だから、生ごみをもし分けるという判断をする場合は、ちょうど今判断しないと間に合わないです。多分今判断しないと、私は生ごみはもう分けないでやる選択肢しか、それこそあらゆる選択を排除しないと言うのだけれども、もうそういう選択しかとれなくなるのです。今判断しないと。そこをぜひ管理者の考え方をお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

むつ市のことということなので、答えていいのかどうかというのはあるわけですけれども、まず我々のところで言うと4割が生ごみだということで、これをどういうふうに処理していくのかというのは非常に重要な問題であるということは私も議員と同じ認識であります。例えばむつ市でありますと、前回も議会で答弁させていただいたとおり段ボールコンポスト、ああいうふうな部分で議員にもご協力いただいていると思いますけれども、生ごみをいかに自然に戻していくのかということで取り組みを平成24年度から始めているというところだと思います。それで、前回のむつ市議会のほうでも答弁させていただきましたけれども、やはりこれは一朝一夕ではなかなかできない問題であるということの認識であります。そういった意味で、また生ごみを処理するというのは市民の皆様にも非常にご負担をかけるという部分もありますので、まず今やっている取り組み、これを住民の皆様のご理解を得ながら進めていく中で、生ごみに対する意識を高めていくということ

でやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 生ごみリサイクルしているところは、なぜそういうことを取り組みしているかというと、やっぱり1番目の理由が循環型社会の形成をこの自治体で目指したいというふうな目標を掲げて取り組んでいる、2番目には最終処分量の削減を図りたい、3番目は地球温暖化防止に寄与する、こういう崇高な目標をやっぱり自治体が掲げて取り組んでいるということを紹介して、ぜひこの組合のほうでもそういう目標を掲げて取り組んでもらいたいなというふうに思います。

それと、市民には負担をおかけするとかと管理者が言ったのですが、実際分別収集して、その後アンケートをとると必ずしもそういう声でないのです。例えば生ごみ分別収集中4%が反対だったと、賛同が56%、30%がどちらでもないというふうな、これは真庭市ですか、岡山県のほうの市ですけれども、そっちではこういうアンケート結果も出ているし、分別収集への継続参加については余り思わない、参加したくない、無回答が23%だけれど、参加したいというのが58%ということで、実際実施してきちんと分別するようになったとかというふうな、そういう声のほうが結構多いのです。だから、最初面倒くさいなというふうな思いで取り組んだけれども、やはり生ごみと一緒に出すとおいが今まで気になって嫌だったけれども、分けるようになってからにおいがなくなって、可燃ごみを出す袋の重さが軽くなったとか、大変いいアンケート結果が実際出ておりますので、管理者、ぜひこういう形で、それこそ本当に決断なのです。そこ本当に大変なのですけれども、市長になりたてで、いろんな決断すべきことがありますので、こういう決断をぜひして、生ごみを分別収集する、そういう組合になってほしいことを要

望して一般質問を終わります。

以上です。

○議長（半田義秋） これで横垣成年議員の質問を終わります。

ここで11時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（半田義秋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（半田義秋） 次は、日程第6 議案審議を行います。

◇議案第14号

○議長（半田義秋） まず、議案第14号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 何点かお願いします。

まず、これ自らごみを搬入する量と、それにかかる費用と収入、その収支の5年間の推移をお聞きしたいなというふうに思います。

それと、受益者負担の適正化というふうに表現しているのですが、この適正化の根拠というは何ですかというのをお聞きしたいと。今回の値上げで適正化ですから、費用を埋めるような収入という形で、収支はゼロになるというふうにちょっと私はイメージするのですが、そういう適正化ということでおろしいのかどうかということです。

それとあと、他の自治体の状況というのは、自

らごみを搬入することに関してどういう状況になっているのかというのをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） ご質問にお答えいたしました。

まず、5年間の自己搬入ごみ量と当該収支に関するお尋ねでありますけれども、自己搬入ごみ量のほうから申し上げますと、21年度が1万2,177トン、22年度が1万2,116トン、23年度1万1,925トン、24年度1万2,544トン、25年度1万2,251トン、このようにほぼ横ばいで推移しております。

次に、当該収支についてのお尋ねでありますけれども、ごみ処理原価とごみ処理手数料の関係でご説明させていただきます。ごみ処理施設に搬入されたごみの処理費用、すなわち焼却、破碎、リサイクル、分別等に要した費用をごみ処理原価といいます。アックス・グリーンでは、平成21年度から25年度までほぼ毎年11億円余りで推移しております。これをもとに25年度ごみ処理原価を計算いたしますと、10キロ当たり約320円となります。ごみ処理手数料10キロ10円に対しまして、ごみ10キロを処理するのに約320円の費用がかかっているということになります。

次に、適正化の根拠は何か、今回の値上げで収支はゼロになるという適正化かとのお尋ねであります、まず今回の料金改定は提案理由にもございましたとおり受益者負担の適正化ということであります。受益者負担の適正化には2つの原則がありまして、1つは負担公平の原則、もう一つは負担均衡の原則であります。負担公平の原則とは、利用する者と利用しない者との負担公平を図るものであり、負担均衡の原則とは税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を図るものであります。本件サービスにつきましては、水道

事業や病院事業といった経費を収入で賄う地方公営企業の独立採算ルールに基づく公共サービスとは異なりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、他自治体の状況はどのようにになっているかとのお尋ねでありますが、県内他市の10キロ当たり料金を申し上げますと、家庭系の最低が十和田市の20円、最高は青森市、これは旧浪岡町の青森市ですけれども、こちらが最高で100円、それから事業系の最低は五所川原市、つがる市の50円、最高は先ほど同様、旧浪岡地区の青森市と、それから十和田市、三沢市の100円となっております。全国の最高でありますけれども、家庭系では佐倉市、調布市、三鷹市の350円、事業系では東京都の360円となっております。

値上げの実施は、来年4月1日からの予定としております。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 10キロ当たり320円ということを答弁されまして、それに比べるとまだまだ50円、100円ですから、全然費用を賄うような収入というふうな形にはならないというふうに思うのですが、かといってそれにならせということを言っているわけではないのですが、そういう意味では適正化というのは結局、今20円、100円、50円、100円、350円とか、こういう他自治体の平均をとって、むつの今の50円、100円にしたというふうな形の適正化という判断でよろしいでしょうかということです。

それと、結局今回10円から50円、100円となるのですが、値上げの総額は幾らになるのかというのもあわせてお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 今回の値上げでされど

も、一応審議会のほうでは他市の状況をご説明いたしまして、最低、最高のまさに大体平均的なあたりということで、今回は答申のほうをいただいております。

それから、値上げの影響額ということのご質問かと思いますけれども、今回家庭系で5倍、事業系で10倍ということを単純に当てはめて、現在のごみ量で換算いたしますと、約1億の収入というふうに計算されます。

以上です。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 今1億の収入とおっしゃいましたでしょうか。余りにも金額が大き過ぎて、今ちょっとびっくりしているのですが。今回のこの改正によって1億も市民の負担がふえるのですか。ちょっと改めてお聞きします。余りにも金額大きいものですから、単純に5倍と10倍にして、これ本当に1億も負担がふえるということでおろしいですか。再度お願ひします。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 具体的に算出方法をご説明いたします。今年度当初予算のほうに当該手数料収入として1,122万円を計上してございます。これは、10キロ10円換算で現在のこの歳入になっております。これを家庭系を5倍、それから事業系を10倍にするわけです。ごみの割合、比率でいきますと、全体ごみ量のうちの家庭系が約2割、それから事業系が約8割という、そういう割合をそれぞれ5倍、10倍に掛け算して合算すると、約1億の収入になると。ただ、これはあくまでも理論上の、計算上の話ですので、今回の料金改定というのは受益者負担が狙いでありまして、収入を特に上げたいとか、そういう趣旨ではございません。基本にあるのはごみの減量化、そちらのほうを狙いとして、まず適正化を図るということで審議会のほうにも諮問したところでありますので、

ご理解いただきたいと思います。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。19番 沖津正博議員。

○19番（沖津正博） 私は横浜町なので、余り実はごみの実態がよくわからないのですが、ただこれだけ見ますと、ごみを減らすために今回値上げするというふうに今答えてているのですが、減らす努力はどういうふうにされているのかなというふうに聞きたいなと思っています。下手に例え上げると、いわゆる不法投棄とか、あるいは変な形でごまかしてごみを出すとか、いろんなことも考えられないわけではない。あるいは今言ったみたいに例えば1億円もの住民負担が重なってくる、例えば業者に廃材なんか出しても、結局業者から住民へその負担が増してくるというふうなことになっております。だから、お金で減量化するというのは1つの考え方で、それはそれで私も認めているところですが、しかしやはり同時にどうやってごみを減らしていくのか、あるいは収集体制に何か課題がないのか、行政側の課題といいますか、そういうところはどうなっているのかなというふうなことをお聞きしたいと思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 沖津議員のご質問にお答えいたしますけれども、その前に基本的に組合の所管事務ということからまず申し上げておきたいと思います。廃棄物処理法の中では、ごみの処理に当たっては収集、運搬、処分と、この3つの業務を廃棄物処理法の中で基本的に定めておりまして、当組合が所管する事務はあくまでも最後の処分業務ということになります。したがって、収集、運搬業務については当該市町村がやっておりますので、ただいま不法投棄等のお話ございましたけれども、これらにつきましては市町村当局と連携してやっていくということで、それだけでお答えを、それ以外についてはちょっとなかなか我々の

立場としては申し上げにくい立場ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許可します。1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 議案第14号 下北広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例に対し、反対討論をいたします。

本案は、持ち込みするごみの手数料10キログラムにつき10円を家庭系50円、事業系100円と値上げするものであります。住民の負担総額は1億円にもなり、本案に反対をいたします。

○議長（半田義秋） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第14号についてご異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者16人、起立しない者1人）

○議長（半田義秋） 起立多数であります。よって、

議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇議案第15号

○議長（半田義秋） 次に、議案第15号 工事請負契約についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 今回の文化会館の改修の工事請負契約ですが、この文化会館、金額がかなり大きいので、改めて聞きたいのですけれども、長寿命化計画というのをきちんと作成して取り組んでいるものかどうかというのをお聞きしたいなと思います。

それと、こういう大きな億を超える改修という

のは、次に予想されるものは何か用意してあるのかどうかという、本当は余りあってほしくないのですけれども、こういう改修、予想されるものがあるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） お答えいたします。

まず、文化会館の長寿命化計画は作成しているのかとのお尋ねでありますが、長寿命化計画という名称での計画はございませんが、実質的に長寿命化計画に相当するものとして5カ年の事業実施計画というものがあります。計画策定に当たりましては、老朽度、重要度、緊急度、利用者からの要望、さらには財政状況を勘案しながら策定しているところであります。計画は毎年ローリングをしております。

次に、今後予想される大きな修理は何かとのお尋ねでありますけれども、利用者からの要望が多い新規の空調設備、それから保守点検で指摘されております防災受信盤改修、さらにはエレベーター改修、小型蒸気ボイラー改修等が控えております。

以上です。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 本当に空調だとかいろいろ次々とあるのですが、こういう形の改修をして、正味あとどのくらいもたせようとしているのかというのもあわせてお聞きしたいし、利用者とか、そういう今管理している方だとかというのの声を聞いて、5年ごとにローリングというのですが、そういうことでいいのかなというのを若干感じております。それなりに専門家といいますか、そういう者のきちんとした意見を聞いて、これから改修していくても膨大な金額がかかると、結局これも費用対効果なのですね。改修していくって、どのぐらい寿命が延びる、今ぼんと新しく建てかえ

たほうが例えば20年、30年というスパンで考えたら安く上がると、たしか長寿命化計画ではこういう比較をして進めている計画かなというふうに思っておりますですから、やっぱりそういう比較、今改修して20年、30年後はどうなのかと、新しくぼんと建てかえたほうが安くあがるのではないか、そういう比較もしているのかどうか。私は、5年のローリングではそういう比較はできないのではないかと思いますので、ぜひそこの比較ができるような長寿命化計画というのをやってほしいと思うのですが、ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

先回3月議会でも多分同様のご質問があったかと思いますけれども、基本的には毎年保守点検業務委託をして、その点検結果報告に基づいて対応しているという部分ですけれども、前の市長もお話ししたかと思うのですけれども、現実的に財政的に建てかえがかなわない状況の中では、やはりこういう延命措置を施して少しでも延命化を図るという選択肢が、今まで横垣議員おっしゃった長寿命化計画というのは、国ほうでもそういう趣旨で長寿命化計画を唱えているわけですので、基本的には考えは全く同様だということでご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

基本的には、これも先回非常に非科学的だというようなお叱りを受けたのですけれども、できるだけ長くということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。4番中村正志議員。

○4番（中村正志） 他の工事請負と違いまして舞台装置の改修ということで、請け負うことのでき

る業者も少ないというのは理解できるのですが、今回でいいますと1社だけの見積もりで1億7,680万という高額な金額の契約となります。果たして1億7,680万という金額が適正なのかどうか。こういうふうな1社だけの見積もりのとき、適正かどうか判断する基準といいますか、決まりみたいなをきちんと持って判断するのかのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 中村議員のご質問にお答えいたします。

議員のご質問の趣旨は、恐らく随契理由についてのお尋ねかと思いますので、そのあたりでご説明いたします。今回の工事の随契の理由ですけれども、随契の取り扱いにつきましては国がガイドラインのほうを策定しております。当組合もこれに準じた取り扱いをしているところであります。今回の工事内容につきましては、当該ガイドラインの取り扱いの中に既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に責任体制が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の工事を施工するときということがございますので、これに該当するものとして随意契約を締結するものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（半田義秋） 4番中村正志議員。

○4番（中村正志） 随意契約の部分については理解をいたしました。

そうしますと、それらも含めて今回1億7,680万というのは適正というふうな判断をしたという理解でよろしいですか。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 適正だというふうなことでご提案させていただきました。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇議案第16号

○議長（半田義秋） 次は、議案第16号 平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

質疑に入る前に、平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算に対する監査委員の意見を求めます。阿部代表監査委員。

（阿部 昇代表監査委員登壇）

○代表監査委員（阿部 昇） おはようございます。それでは、平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について、審査の結果を報告いたします。

今回審査に付されました下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算書、附属書類の計数は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。また、予算の執行及び財産の管理についても適正であると認めました。

当事務組合の事務事業の状況については、それぞれに課題や懸案事項を抱えております。この点で常々感じ入ることは、経営資源たる各施設、設備そのものの機能を時代の要請、ニーズに照らしつつ、十分に引き出すためのマンパワーと相まった適切な維持管理と、投資効果に意を用いた有効活用ないしは更新、拡充といったプロセス管理の理念の共有であります。

平成25年度は、行政改革の一環として組織の統合を行うなど、事務事業、組織機構の見直しについて努めており、その姿勢は評価できるものであります。今後構成市町村の財政状況が厳しさを増す中で、広域行政をより一層推進させるためには、組合の存立意義に鑑み、スケールメリットの妙味を生かすこと、換言すればコスト感覚を組織風土に浸透させ、効率的かつ効果的な運営を図ることによって経費合理性を引き出すことがますます肝要となってくるものと思うところであります。このことを常に問いかながら、圏域住民の福祉の向上と地域発展のためになお一層努められるよう望むものであります。

審査の詳細については、お手元に配付の平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にしていただきたく存じます。

以上、決算審査の報告といたします。

○議長（半田義秋） これで代表監査委員の意見を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

まず、決算書の42ページのし尿処理費であります、6億778万と、かなり毎年金額が少なくなっています。大変よいことだなというふうに思っているのですが、これはやはり職員などの努力の効率的な管理の結果だというふうには思うのですが、改めてどういうふうな要因が考えられるのかというのをお聞きしたいなと思います。どういう努力をしているかということですね。

また、し尿処理施設の故障とかは今までなかつたのか、それこそ順調な設備と考えてよいのかどうかというのをお聞きしたい。

それと、し尿処理費というのは今6億ちょっとであります。大体こういう金額で推移するのか、

それともまだ努力すれば5億、4億という形のものにもなり得るものかどうか、その推移、どのように推移すると考えられるかというのもお聞きしたいなと。

それと、2点目であります、決算書の74ページの川内分署のほうでありますが、この川内分署、昭和44年に建てかえたと、1969年ですから逆算すると45年たっているというふうな川内分署であります。この建物の耐震診断というのは実施しているのかどうかと、あとどのぐらいもつ建物と判断しているのかどうかと。私は45年ですから、今ようやっと大湊署も新しい建設に向かって、ほっと安心しているのですが、次は川内と脇野沢のほうだなというふうに思っておりますので、次やはり川内のほうの新川内分署の計画というのをつくって、そちらの方向に進むべきではないかなというふうに思っておりますので、ご答弁お願ひいたします。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

1点目のし尿処理費について、し尿処理の問題については事務局から答弁させていただきます。

私は川内分署についてお答えいたします。ご質問の1点目、川内分署の耐震診断は実施しているかについてであります、建築基準法に基づく現行の耐震基準は昭和56年6月1日より導入されておりましたことから、それ以前に建設された木造を除く施設は現在の耐震基準を満たしていないこととなります。川内分署は鉄筋コンクリート一部木造平屋建ての建物で、昭和44年に竣工された庁舎でありますので、耐震化診断をするまでもなく、建築基準法に基づく現行の耐震基準は満たしていないという判断から診断を実施しておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

ご質問の2点目、あとどれぐらいもつ建物かに

ついてであります、川内分署は庁舎竣工から増築は行ったものの、大規模な改修工事をすることなく現在に至っております。現時点においても目視ではありますが、危険箇所等は見受けられませんが、先ほど申しましたとおり昭和44年に竣工し、既に45年を経過しております老朽化した建物ではありますので、新庁舎建設も含め、その対策に努めなければならないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、ご質問の3点目、新川内分署の計画を策定すべきについてお答えいたします。川内分署の建設につきましては、長期的には捉えておりますものの、具体的な計画には至っていない状況であります。新川内分署建設は重要課題として認識しておりますが、高齢化等に伴う救急出動の増加や過疎化による防災体制の弱体化といった地域特有の実情や課題も踏まえた上で、この地域の消防救急体制はどうあるべきかの検討を重ねる必要があると考えておりますし、消防本部においては今後の下北広域消防の施策、方策等について検討、協議する会議を設け、その中で消防行政の視点から川内分署をどのようにすべきか、現在検討しております。このようなことを十分把握した上で、具体的な建設計画に着手することが消防救急体制の充実強化につながると考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） し尿処理費に関するご質問にお答えいたします。

し尿処理費は少なくなっている、効率的管理の結果と思うが、どのような要因が考えられるか、またし尿処理施設の故障とかではなく、順調な設備と考えてよいか、し尿処理費はこれからどのように推移すると考えられるかとのお尋ねでありますが、まずし尿処理費が減少した主な要因は人件費の減少でございます。行政改革の一環として係統

合や包括契約導入など業務の効率化を推進し、職員を1名削減しております。

次に、施設は順調かとのお尋ねにつきましては、特に大きなトラブル等もなく、順調に稼働しております。

次に、し尿処理費の今後の推移についてのお尋ねでありますが、人口減少や下水道普及率の上昇等を勘案いたしますと、し尿処理量は減少していくものと推測され、これに伴い当該処理費も減少していくものと推測されます。一方、経年劣化の進行から修理費等は増加していくものと推測されます。今後におきましては、包括契約のメリットを最大限発揮するなど、より一層の効率的運営に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） し尿処理費のほうであります
が、人件費が1名減って、総体的な費用が減っているということであります、ということですとこれから、それこそし尿量は減って、修理費は若干アップするというふうな答弁でありますが、大体この金額で推移するというふうに考えていいのかどうかということ、それをお聞きしたいなというふうに思います。

それこそ人件費なんかは、もうこれ以上は減らす必要はないというふうな、そのところもちょっとお聞きしたいなど。それとも、もっと大きな改善でまだ余地があるのかどうかというのもお聞きしたいなと思います。

それと、川内のほうでありますが、昭和44年、45年を経過しているというのは管理者も認識してもらつたと思います。そういう意味では、本当に無駄遣いが許されないような財政状況で、それこそ市民生活に欠かせないこういう施設ですよね。何かあった場合に、先に川内分署の建物が崩れて、そこの救助から始めなくてはいけないような建物

だと、とても市民を守れるような、そういう体制ではないというふうに思いますので、まず市民を守る、そういう建物はどんなものがあつてもまず一番最初に壊れないと、壊れるのは一番最後だというふうな建物にしてもらって、市民の救助が真っ先に安心してできるような、そういう建物を整備していくというのがやっぱり行政の役割だと思いますので、管理者にはぜひそういう観点でこの川内分署を早期に、今新しい大湊署のほうがもう手をつけられましたので、次はそれこそめじろ押しでいろんなものが待っておりますので、本当にそういう観点で川内の計画、この計画、例えばどういう形でやるかというのはいつごろ明らかになるのでしょうか。ここもあわせてお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（奥川清次郎） 先ほど市長のほうからその計画を検討する会議、政策調整会議というものを実はもう立ち上げておりまして、これから規定等の整備に入るわけですけれども、その中で人口が減になる状態、例えば1年間でこの地域は人口が139人減っている状況にあります。そうすると、10年単位で考えた場合には想像がつくと思うわけですけれども、そういう地域でどういう建物がふさわしいのかと。そういうものを十分検討しないと、まずはソフト、ハード、そして時期を検討するというような形になりますので、現時点でいつごろ建設するとかというのは、これから議論の中でだんだん煮詰まっていくというようなものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） し尿処理費のコストの関係のお話だと思いますけれども、コストの傾向といたしましては先ほどお答えしたとおり、処理量そのものは減っていきますので、当該処理コスト

については減っていくと。ただし、やっぱり老朽化に伴うそういう修繕コストがふえていくと、そういう傾向については今後続くものと思います。そういう中にあって包括契約を導入したということでは、財政の負担の平準化とか、あとは先ほど監査委員の意見のほうにもございましたけれども、スケールメリットによるコスト削減という一定の効果も引き出しておりますので、そういうことで取り組んでまいりたいと思います。

あと、まだコスト削減の余地がないのかということでありますけれども、まだまだ業務改善のやり方によっては可能性はあるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり認定されました。

◎日程第7 議員派遣について

○議長（半田義秋） 次は、日程第7 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第155条の規定により、宮城県仙台市の障害児入所施設及び東京都調布市のごみ焼却施設を行政視察するため議員を派遣するためのものであります。

お諮りいたします。お手元に配付の資料のとお

り、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、お手元の配付資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（半田義秋） これで本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

以上で下北地域広域行政事務組合議会第101回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時46分

署　名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長　　半　　田　　義　　秋

下北地域広域行政事務組合議会議員　　斎　　藤　　孝　　昭

下北地域広域行政事務組合議会議員　　田　　中　　岩　　男

参 考 资 料

下北地域広域行政事務組合議会第101回定例会会期日程表

日 程	月 日	曜日	会 議 区 分	会 議 内 容
第 1 日	9月25日	木	本 会 議	開 会 ◎ 諸般の報告 第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 広域行政報告 第4 議案一括上程、提案理由の説明 第5 一般質問 第6 議案審議（質疑、討論、採決） 第7 議員派遣について 閉 会

議事経過一覧表

下北地域広域行政事務組合議会（第101回定期会）

議案番号等	件名	議決月日	審議結果
議案第14号	下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例	9月25日	原案可決
議案第15号	工事請負契約について	9月25日	原案可決
議案第16号	平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算	9月25日	認定

下北地域広域行政事務組合議会第101回定例会一般質問通告書

質問者	質問事項	質問の要旨	答弁を求める者
3番 東 健而 議員	1. 消防行政の役割と住民の義務について	(1) 火災予防条例に規定された住宅用防災警報器の設置率及び条例基準適合率について (2) 住宅用防災警報器の電池切れ確認と対策について (3) 消防職員の個人の住居への査察(立入検査)と指導について (4) 消防職員の査察(立入検査)のあり方について (5) 消防職員の消防設備士の免状取得について	管理者
1番 横垣成年 議員	1. 消防について	(1) 消防職員について	管理者
	2. ごみ処理について	(1) アクス・グリーンのサービス向上について (2) 新焼却炉について	管理者